

原発災害に起因する生活保護費の全額国庫負担を求める意見書

2011年3月11日に起きた東日本大震災とそれによって引き起こされた東京電力福島原子力震災は未曾有の被害をもたらしている。この大震災により、家をなくし、あるいは家の現状は残っていても放射能汚染により住むことができなくなり、職を失い、事業を失い、家族まで奪われた人々がたくさん存在する。

被害者及びヒバクシャは全国に退避し、生活をしている。生活の糧を奪われた人々は生活保護を受けて暮らすしか当面の方策はない。

こうした状況下にあつて、国、厚生労働省は、3月17日、社会・援護局保護課長名で「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」という文書を各都道府県・指定都市・中核市あてに出し、被災地から一時的に避難した方から生活保護の申請があつた場合、迅速かつ適切な保護の実施に当たるよう特段の配慮をするよう要請しているところである。

現行の生活保護制度は、国庫負担が4分の3、基礎自治体負担が4分の1である。もとより全額国庫負担に改善することを全国の地方自治体は求めている。長引く経済不況の影響で、生活保護費受給世帯はふえ続け、基礎自治体負担はかさむばかりである。

よつて、本市議会は、政府に対し、国策によつて進められた原発に伴う震災に起因する生活保護費について全額国庫負担とすることを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年6月28日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝